

障害児通所事業所関係

【児童福祉法施行条例改正について】

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）等の改正に伴い、埼玉県条例「児童福祉法施行条例」の一部を改正する。

1 主な改正内容

(1) 児童発達支援センターの類型の一元化

- ・福祉型、医療型の類型の一元化を行う。
- ・さらに、上記「福祉型」において、人員、設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化を行う。
- ・一元化後の基準については、現行の福祉型を基本とし、児童発達支援センターが治療を行う場合は、これに加えて旧医療型で求めていた人員・設備基準を求める。

(2) 指定障害児通所支援事業所等に係る規定の一部改正

（※特に影響が大きいと思われるものについて下記に示します。）

① 自己評価の実施方法等について

- ・基準省令において、「事業所の従事者による評価」や「保護者への提示」が求められ、実施方法がより明確化された。
- ・児童福祉法施行条例においても、実施方法を上記のとおり明確化する。

② 事業所の支援プログラムの作成・公表について

- ・基準省令において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表を求める項目が新設された。
- ・児童福祉法施行条例においても、上記プログラムの作成・公表を求める項目を新設する。

③ インクルージョンの推進について

- ・基準省令において、インクルージョンの推進に向けた取組を個別支援計画等に反映することを求める規定が設けられた。
- ・児童福祉法施行条例においても、上記取組を個別支援計画等に反映することを求める規定を設ける。

2 施行期日

令和6年4月1日（ただし、一部経過措置あり）